

酒類総合研究所訓令第6号

- 改訂 平18訓令第27号
- 改訂 平18訓令第50号
- 改訂 平19訓令第4号
- 改訂 平19訓令第17号
- 改訂 平19訓令第24号
- 改訂 平20訓令第19号
- 改訂 平21訓令第3号
- 改訂 平21訓令第8号
- 改訂 平21訓令第13号
- 改訂 平22訓令第6号
- 改訂 平23訓令第1号
- 改訂 平23訓令第14号
- 改訂 平23訓令第19号
- 改訂 平23訓令第23号
- 改訂 平25訓令第19号
- 改訂 平26訓令第3号
- 改訂 平26訓令第9号
- 改訂 平27訓令第16号
- 改訂 平27訓令第29号
- 改訂 平28訓令第4号
- 改訂 平28訓令第8号
- 改訂 平28訓令第48号
- 改訂 平29訓令第2号
- 改訂 平29訓令第12号
- 改訂 平30訓令第6号
- 改訂 令元訓令第17号
- 改訂 令2訓令第6号
- 改訂 令3訓令第7号
- 改訂 令4訓令第2号
- 改訂 令4訓令第7号
- 改訂 令4訓令第9号
- 改正 令5訓令第7号

独立行政法人酒類総合研究所職員給与規程を次のように定める。

平成18年4月1日

独立行政法人酒類総合研究所  
理事長 平松 順一

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に基づき、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）に勤務する職員（非常勤職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払)

第2条 職員の給与は、法令及び労働協約に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

2 給与の支払いに関して必要な事項は、独立行政法人酒類総合研究所給与の支払等に関する細則（以下「給与支払細則」という。）に定める。

(俸給)

第3条 各職員の受ける俸給は、その勤務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 俸給は、独立行政法人酒類総合研究所職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇についての規程（以下「勤務時間等規程」という。）第8条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める職責手当、研究員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 研究職員俸給表（別表第1）
- 二 事務職員俸給表（別表第2）
- 三 技能職員俸給表（別表第3）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級

に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の区分は、次のとおりとする。

一 研究職員

- イ 部門長、技術移転推進支援官 4級～6級
- ロ 副部門長 4級～5級
- ハ 主任研究員 3級～4級
- ニ 研究員 2級
- ホ 研究補助員 1級～2級

二 事務職員

- イ 総務課長 6級～10級
- ロ 課長補佐、情報システム専門官 4級～6級
- ハ 係長 4級～5級
- ニ 主任 2級～3級
- ホ 係員 1級～2級

三 技能職員

- イ 運転手 1級～5級
- ロ 汽かん士 1級～5級

第6条 職員の職務の級は、前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、独立行政法人酒類総合研究所初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「初任給等細則」という。）に定める基準に従い決定する。

- 2 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の初任給の号俸は、初任給等細則で定める基準に従い決定する。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号俸は、初任給等細則で定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、初任給等細則で定める日に、同日前の9月30日（以下「評価終了日」という。）以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、評価終了日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が懲戒処分を受けたことその他これに準ずる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（初任給等細則で定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として初任給等細則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（初任給等細則で定める職員にあっては、3号俸）」とあるのは、「0号俸」とする。

- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給等細則で定める。
- 10 独立行政法人酒類総合研究所職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第10条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（育児短時間勤務職員についての当該規程の特例）

第7条 勤務時間等規程第2条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）についての職員給与規程の適用については、次の各号のとおり字句の読み替えを行うこととする。

- 一 第6条第2項の規定中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、当該職員の俸給月額は、当該職員の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等規程第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする」とする。
- 二 第6条第3項の規定中「決定する」とあるのは、「決定するものとし、当該職員の俸給月額は、当該職員の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 三 第6条第5項の規定中「決定するものとする」とあるのは、「決定するものとし、当該職員の俸給月額は、当該職員の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とするものとする」とする。
- 四 第24条第4項及び第5項の規定中「俸給の月額」とあるのは、「俸給の月額を算出率で除して得た額」と、「俸給月額」とあるのは、「俸給月額を算出率で除して得た額」とする。

（俸給の支給）

第8条 俸給は、毎月16日（その日が日曜日又は勤務時間等規程第10条第2項第1号に規定する休日に当たるときは17日（その日が勤務時間等規程第2項第1号に規定する休日に当たるときは18日）、土曜日に当たるときは15日）に、その月の月額の全額を支給する。ただし、給与支払細則に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつ

を支給することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務時間等規程第10条第1項及び第11条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

#### （職責手当）

第10条 職責手当は、職務の責任の度合いに応じ、独立行政法人酒類総合研究所手当等に関する細則（以下「手当等細則」という。）で定める職名にある職員に対し、支給する。

- 2 前項に規定する職責手当は、月額とし、手当等細則で定める額とする。
- 3 前項に規定する職責手当の額は、第1項に規定する職名を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額 $100$ 分の $25$ を超えてはならない。

#### （研究員手当）

第10条の2 研究員手当は、研究業務の特殊性に照らし、手当等細則で定める職名にある職員に対し、支給する。

- 2 前項に規定する研究員手当は、月額とし、手当等細則で定める額とする。

#### （扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9级以上であるもの（以下「研究6級職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満 60 歳以上の父母及び祖父母

五 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「研究 5 級職員等」という。）にあっては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 12 条 新たに職員となった者に扶養親族（研究 6 級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、研究 6 級職員等から研究 6 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（研究 6 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び研究 6 級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（研究 6 級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、研究 6 級職員等から研究 6 級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究 6 級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（研究 6 級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、研究 6 級職員等以外の職員から研究 6 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究 6 級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（研究 6 級職員等にあっては、

扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族(研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある研究6級職員等が研究6級職員等以外の職員となった場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある研究5級職員等が研究5級職員等及び研究6級職員等以外の職員となった場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で研究6級職員等以外のものが研究6級職員等となった場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で研究5級職員等及び研究6級職員等以外のものが研究5級職員等となった場合

七 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第13条 地域手当の月額、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3を乗じて得た額とする。

2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(広域異動手当)

第13条の2 職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合において、当該異動につき手当等細則で定めるところにより算定した勤務地間の距離(異動の日の前日に在勤していた勤務地の所在地と当該異動の直後に在勤する勤務地の所在地との間の距離をいう。

以下この項において同じ。)及び住居と勤務地との間の距離(異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する勤務地の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務地との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務地との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として手当等細則で定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過する日までの間、俸給、職責手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る勤務地間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた勤務地への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として手当等細則で定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動(以下この項において「当初広域異動」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動(以下この項において「再異動」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第13条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他手当等細



則で定める職員を除く。)

- 二 第16条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他手当等細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
  - 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
    - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
    - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
  - 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で手当等細則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロ

メートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、手当等細則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「一か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を越えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を越えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して手当等細則で定める職員にあっては、その額から、その額に手当等細則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して手当等細則で定める区分に応じ、前2号に定める額（一か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を越えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務地を異にする異動、又は人事交流等のための異動に伴い、通勤の実情に変更を生

ずることとなった職員で手当等細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして手当等細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が手当等細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものその他権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、手当等細則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「一か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 通勤手当は、支給単位期間（手当等細則で定める通勤手当にあつては、手当等細則で定める期間）に係る最初の月の手当等細則で定める日に支給する。
  - 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の手当等細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して手当等細則で定める額を返納させるものとする。
  - 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として手当等細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
  - 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

#### （単身赴任手当）

第16条 勤務地の異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の手当等細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生

活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に勤務することが、通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（手当等細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が手当等細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて手当等細則で定める額を加算した額）とする。
- 3 勤務地を異にする異動、又は人事交流等のための異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の手当等細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して手当等細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして手当等細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

（特殊勤務手当）

#### 第17条 削除

（給与の減額）

第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第8条の2第1項に規定する超勤代休時間、勤務時間等規程第10条第2項第1号に規定する国民の祝日に関する法律による休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等規程第10条第2項第2号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 病気休暇（業務上及び通勤による負傷若しくは疾病にかかった場合、生理日の就業が著しく困難な場合、指導区分Bの決定又は変更を受け、事後措置を受けた場合（以下「生理休暇等」という。）における病気休暇を除く。）又は独立行政法人酒類総合研究所健康管理規程第20条第2項に定める就業禁止の措置（以下「病気休暇等」という。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き

勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

- 一 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次号において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。
  - 二 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日のつき、俸給の半額を減ずる。
  - 三 前2号の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、給与支払細則で定める。

#### （超過勤務手当）

第19条 勤務時間等規程第8条に定める正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合」とあるのは「100分

の100」とする。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第10条第1項及び第11条の規定に基づく週休日における勤務のうち、業務上の旅行に係るものを除く。ただし、理事長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつその勤務時間につき明確に証明できるものについては含む。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間等規程第8条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する手当等細則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。ただし、同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。
- 5 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する手当等細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日給）

第20条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中の勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして手当等細則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（端数計算）

第21条 第19条及び第20条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該

額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算定)

第22条 第18条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 第10条の規定に基づく手当等細則で定める職名を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として手当等細則で定める職員（以下「特定管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第10条第1項及び第11条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第10条の規定に基づく手当等細則で定める職名にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において手当等細則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して手当等細則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において手当等細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の手当等細則で定める日（次条及び第26条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）に該当して失職し、又は死亡した職員（第

30条第6項の規定の適用を受ける職員及び手当等細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの並びに事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（これらの職員のうち、手当等細則で定める職員を除く。第27条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき俸給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 職務内容の複雑、困難及び責任の度等に応じて手当等細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して手当等細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額（手当等細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で手当等細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に失職した職員（成年被後見人等に該当して失職した職員を除く。）
- 三 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日



までの間に禁固以上の刑に処せられたもの

四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの

第26条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、不服申立てに規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処されなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すこと

を妨げるものではない。

- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の手当等細則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは成年被後見人等に該当して失職し、又は死亡した職員（手当等細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が手当等細則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあっては100分の120）を乗じて得た額の総額を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあっては100分の57.5）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額を算出率で除して得た額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第24条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第27条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日（第27条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する手当等細則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第19条及び第20条の規定は、特定管理職員には適用しない。

2 第6条第2項から第9項まで、第11条、第12条、第13条第2項及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(職責手当、研究員手当等の支給方法)

第29条 職責手当、研究員手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、手当等細則で定める。

(休職者の給与)

第30条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26条法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、心身の故障のため長期の休養を要する場合に、本人の意に反して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり心身の故障のため長期の休養を要する場合に休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により長期の休養を要する場合に休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴されて休職にされたときは、その休職期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が研究所以外の研究機関その他理事長が認める機関において、当該職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は理事長が認める国際事情の調査等の業務若しくは国際約束等に基づく国際的な貢献に資する業務等に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、休職者の給与に関する細則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1か月以内で退職し、若しくは成年被後見人等に該当して失職し、又は死亡したときは、同項の規定により手当等細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、手当等細則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第25条及び第26条の規

定を準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第6項」と読み替えるものとする。

(組合専従休職者の給与)

第31条 職員が組合専従休職となったときは、その組合専従休職の期間中、給与を支給しない。

(組合休暇中の者の給与)

第32条 組合休暇を許可された職員に対して、第18条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(介護休暇中の者の給与)

第33条 介護休暇を承認された職員に対しては、第18条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(育児休業等期間中の給与)

第34条 独立行政法人酒類総合研究所職員の育児休業等に関する規程に基づき育児休業をする職員の給与については、育児休業をしている期間は給与を支給しない。

2 勤務時間等規程第27条に規定する育児時間を承認された職員に対しては、第18条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

3 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

4 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

5 育児休業又は自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 前5項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(派遣職員の給与)

第35条 国際協力等の目的で国際機関等に派遣される職員の給与の支給に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 切替日の前日において別表第1から第3の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 前項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

5 切替日の前日において別表第1から第3の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、初任給等細則で定める。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改訂前の給与規程及びこれに基づく初任給等細則に従ってきだめられたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（初任級等細則で定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 9 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、初任給等細則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 10 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、初任給等細則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 11 附則第8項から前項（以下「俸給の切替えに伴う経過措置」という。）の規定による俸給を支給される職員に関する第10条第2項、第24条第5項（第27条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）については第10条第2項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と俸給の切替えに伴う経過措置の規定による俸給の額との合計額」と、第24条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と俸給の切替えに伴う経過措置の規定による俸給の額との合計額」とする。  
（平成22年3月31日までの間における適用に関する特例）
- 12 平成22年3月31日までの間における第6条第5項及び第6項、第13条第1項第2号の規定の適用については、第6条第5項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」と、第6条第6項中「4号俸」とあるのは「3号俸」、「3号俸」とあるのは「2号俸」、「2号俸」とあるのは「1号俸」と、第13条第1項第2号中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で手当等細則で定める割合」とする。  
（初任給等細則等への委任）
- 13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この附則の施行に関し必要な事項は、初任給等細則及び手当等細則で定める。
- 14 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員が受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 15 前項の規定は、任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員には適用しない。
- 16 職員就業規則第10条の8に規定する特定管理職以外の職名への降任等をされた職員であつて、当該特定管理職以外の職名への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項

において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事院規則9-148第3条で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 17 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 18 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則9-148で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 19 附則第16項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則9-148で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 20 附則第16項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する第24条第5項(第27条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則 (平成18年6月23日一部改訂)

(施行期日)

第4条、第5条第2項、第10条、第10条の2、第13条及び第29条の改訂規定は、平成18年7月10日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日一部改訂)

(施行期日)

- 1 第4条、第10条、第11条第3項、13条の2、第22条、第24条第4項、第24条第5項、第27条第2項、第27条第3項、第29条、第30条第2項、第30条第3項、第30条第4項、第30条第5項の改訂規定は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

- 2 平成20年3月31日までの間においては、第13条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 3 第13条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその勤務地を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以後」とする。

附 則 (平成19年6月29日一部改訂)

(施行期日)

第10条の2の改訂規定は、平成19年6月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年12月8日一部改訂)

(施行期日)

第6条第2項、第6条第3項、第6条第5項、第6条第10項、第8条、第15条第2項第2号、第19条第1項、第24条第4項、第27条第3項、第34条第5項の改訂規定は、平成19年12月8日から施行する。

第11条第3項、第27条第2項第1号の改訂規定は、平成19年12月8日から施行し、第11条第3項の改訂規定は平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日一部改訂)

(施行期日)

第27条第2項第1号、第34条第5項の改訂規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日一部改訂)

(施行期日)

第19条の改訂規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月22日追加)

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第24条第2項及び第3項並びに第27条第2項の適用については、第24条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分



の125、)と、「100分の120、)とあるのは、「100分の110」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは、「100分の110」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の75」と、第27条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

(施行期日)

2 この附則は、平成21年6月22日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日一部改訂)

(施行期日)

第14条第1項、第14条第2項、第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項、別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日一部改訂)

(施行期日)

第18条第1項、第19条第3項、第19条第4項、第19条第5項、第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項の改訂規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日一部改訂)

(施行期日)

第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項、別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定は、平成23年1月19日から施行し、平成22年12月1日より施行する。

附 則 (平成22年12月1日追加)

(55歳を超える職員の給与抑制措置)

1 平成30年3月31日までの間、職員（研究職俸給表もしくは事務職俸給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く）のうち、その職務の級が研究職5級以上もしくは事務職6級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。）に対する俸給月額を支給に当たっては、職員が55歳に達した日後の最初の4月1日（当該職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に当該職員となった場合にあっては、当該職員となった日）以後、俸給月額から俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額（俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が職務の級の最低号俸の俸給月額に達しない場合は、俸給月額から最低号俸の俸給月額を減じた額）に相当する額を減ずる。地域手当、広域異動手当、研究員手当、期末手当、勤勉手当、及び休職者の給与について

も俸給月額の取扱いを踏まえ、その支給に当たっては、それぞれ定める額に相当する額を減じる。また、この措置の対象となる職員の勤務1時間当たりの給与額等についても、この措置を踏まえた額とする。

(俸給の切替に伴う経過措置額の改訂)

- 2 切替日(平成18年4月1日)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(この改定の実施日において当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成22年4月1日から同年12月1日までの期間の全期間が職員として在職した期間である者(年の途中で国税局等より転入してきた者を除く。)で引き下げが行われる俸給月額又は第1項、第2項の適用を受ける職員(以下、「調整対象職員」という。)の平成22年12月に支給する期末手当の額は、次の各号に掲げる額を減額し支給するものとする。

一 平成22年4月1日において調整対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額(この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、停職期間、調整対象職員以外の職員であった期間、欠勤のため給与を減額された期間がある職員にあっては、当該月数からその期間を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額(この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)

(施行期日)

- 4 この附則は平成23年1月19日から施行し平成22年12月1日より適用する。

附 則(平成23年12月1日一部改訂)

(施行期日)

第17条の削除、及び第24条第2項、第24条第3項、第27条第2項、の改訂規定は平成23年12月1日から施行する。

附 則(平成24年3月15日一部改訂)

(施行期日)

第34条第2項、附則(平成22年12月1日追加)、別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定は、平成24年3月1日から施行する。

附則(平成24年3月15日一部改訂)

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

1 平成24年6月に附則別表第4の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)に支給する期末手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額を減額し、支給するものとする。

一 平成23年4月1日(同月2日から平成24年3月1日までの間に減額改定対象職員となった職員は減額改定対象職員となった日)における俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員手当、住居手当、単身赴任手当の合計月額に100分の0.37を乗じて得た額(この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に11か月の月数(平成23年4月1日から平成24年2月29日の期間において、減額改定対象職員以外であった期間がある職員にあつては、その月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額(この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)

三 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額(この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)

(給与削減措置のついでの特例)

2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員が受けるべき給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額(この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を減額し、支給するものとする。

一 俸給の月額 当該職員の俸給の月額に当該職員に適用される附則別表第5の上欄に掲げる俸給表及び同表中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額

二 研究員手当の月額 当該職員の研究員手当の月額に支給減額率を乗じて得た額

三 職責手当の月額 当該職員の職責手当の月額に100分の10を乗じて得た額

四 地域手当の月額 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に支給減額率を乗じて得た額並びに職責手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額

五 広域異動手当の月額 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に支給減額率を乗じて得た額並びに職責手当に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額

六 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

七 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77を乗じて得た額  
(特例期間における勤務一時間当たりの給与額)

- 3 特例期間においては第18条から第20条に規定する勤務一時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額(この額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に相当する額を減じた額とする。

(附則(平成22年12月1日追加)第1項の適用を受ける職員の削減措置)

- 4 特例期間においては、附則(平成22年12月1日追加)第1項の規定の適用を受ける職員に対する第1項から第3項の規定の適用については、俸給の月額、地域手当、広域異動手当、研究員手当、期末手当、勤勉手当から附則(平成22年12月1日追加)第1項に定める額に相当する額を減じた額に第1項から第3項の規定を適用する。

(施行期日)

- 5 この附則は平成24年3月1日より施行する。

附 則(平成24年3月28日一部改訂)

(施行期日)

第18条第2項の改訂規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月20日一部改訂)

(施行期日)

第6条第6項、第6条第10項、第7条の改訂規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日一部改訂)

(施行期日)

附則第8項、附則(平成22年12月1日追加)第2項の改訂規定は、平成26年3月27日から施行する。

附 則(平成26年11月27日一部改訂)

(施行期日等)

- 1 第15条第2項第2号、第27条第2項、別表第1、別表第2及び別表第3の改訂規定は、平成26年11月28日から施行する。
- 2 第15条第2項第2号、別表第1、別表第2及び別表第3の改訂規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例措置)

- 3 平成27年3月31日までの間における職員の昇給の号俸数に関する第6条第5項の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則（平成27年3月31日一部改訂）

（施行期日）

- 1 第1条、第6条、第7条、第13条、第13条の2、第15条、第16条、第19条、第23条、第24条、第27条、第28条、**附則（平成22年12月1日追加）**、別表第1、別表第2及び別表第3の改訂規定は、平成27年4月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

- 2 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（研究職俸給表もしくは事務職俸給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が研究職5級以上若しくは事務職6級以上である者（その号俸がその職務の級における最低の号俸でない者に限る。以下「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

- 3 切替日以降に新たに、国家公務員その他これに準ずる者であった者から人事交流により引き続き俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

（地域手当に関する特例）

- 4 第13条第1項第1号中「100分の3」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の1」と、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間は「100分の2」とする。

- 5 第13条第1項第2号中「100分の20」とあるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は「100分の18」とする。

（広域異動手当に関する特例）

- 6 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 7 切替日前に職員がその在勤する勤務地を異にして異動した場合における当該職員に対

する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

附 則（平成27年7月8日一部改訂）  
（施行期日）

第5条第2項の改訂規定は、平成27年7月10日から施行する。

附 則（平成28年2月9日一部改訂）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年2月9日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定及び附則第3項、附則第4項の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
（地域手当に関する特例）
- 3 第13条の規定の適用を受けている職員に対する地域当の支給に関する同条の規定の適用については、附則（平成27年3月31日一部改訂）第4項中「100分の1」とあるのは「100分の2」と、「100分の2」とあるのは「100分の3」と、同附則第5項中「100分の18」とあるのは「100分の18.5」とする。  
（勤勉手当に関する特例）
- 4 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する第27条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の80（特定幹部職員にあつては、100分の100）」とあるのは「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」と、同項第2号中「100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）」とあるのは「100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）」とする。

附 則（平成28年6月30日一部改訂）  
第5条第2項第1号イの改訂規定は、平成28年7月10日から施行する。

附 則（平成28年12月1日一部改訂）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2、別表第3の改訂規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月10日一部改正）  
（施行期日等）  
第1条 この規程は平成29年3月10日から施行する。ただし、第11条、第12条及び第27条

第2項の改正規定並びに附則第2条及び第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程による改正後の規程(以下「改正後規程」という。)第11条第1項ただし書及び第12条3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後規程第11条第3項及び第12条規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「研究5級職員等」という。))にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(研究6級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」と、同項中「三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)」と、同項中「四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第2項中「扶養親族(研究6級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員

に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究6級職員等以外の職員から研究6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後規程第11条第1項ただし書及び第12条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後規程第11条第3項及び第12条規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（研究職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び事務職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「研究5級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者が



ある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究6級職員等以外の職員から研究6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後規程第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が5級」とあるのは「が5级以上」と、「研究5級職員等」とあるのは「研究5级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び研究6級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（研究6級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、研究6級職員等から研究6級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、研究6級職員等以外の職員から研究6級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研究6級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養

親族（研究 6 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「研究 5 級職員等が研究 5 級職員等及び研究 6 級職員等」とあるのは「研究 5 級職員等が研究 5 級以上職員等」と、同項第 6 号中「研究 5 級職員等及び研究 6 級職員等」とあるのは「研究 5 級以上職員等」と、「が研究 5 級職員等」とあるのは「が研究 5 級以上職員等」とする。

（55 歳を超える職員に係る勤勉手当の支給総額の限度の減額）

第 3 条 附則（平成22年12月 1 日追加）第 1 項の規定が適用される間、改正後規程第27条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で同附則第 1 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあつては100分の1.575）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成29年12月14日一部改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年12月14日から施行する。
- 2 別表第 1、別表第 2、別表第 3 の改正規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第27条第 2 項第 1 号中100分の90（特定幹部職員にあつては100分の110）とあるのは、平成29年12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）とする。
- 4 第27条第 2 項第 2 号中100分の42.5（特定幹部職員にあつては100分の52.5）とあるのは、平成29年12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては100分の55）とする。

附 則（平成30年11月30日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第27条の改正規定は、平成30年11月30日から施行する。
- 2 別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の改正規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第24条の改正規定は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 4 第27条第 2 項第 1 号中100分の92.5（特定幹部職員にあつては100分の112.5）とあるのは、平成30年12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）とする。
- 5 第27条第 2 項第 2 号中100分の45（特定幹部職員にあつては100分の55）とあるのは、平成30年12月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては100分の57.5）とする。

附 則（令和元年11月25日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第27条の改正規定は、令和元年11月25日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2及び別表第3の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第27条第2項第1号中100分の95（特定幹部職員にあっては100分の115）とあるのは、令和元年12月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあっては100分の117.5）とする。
- 4 第14条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。  
（住居手当の支給に関する経過措置）
- 5 令和2年3月31日において改正前の第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、改正後の同年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、同年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
  - 一 改正後の第14条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - 二 旧手当額から改正後の第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和2年12月3日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第24条の改正規定は、令和2年12月3日から施行する。
- 2 第24条第2項中100分の127.5とあるのは、令和2年12月に支給する場合には100分の125と、100分の107.5とあるのは、令和2年12月に支給する場合には100分の105とする。

附 則（令和3年12月2日一部改正）

（施行期日等）

第13条の改正規定は、令和3年12月2日から施行する。

附 則（令和4年5月31日一部改正）

（施行期日等）

- 1 第24条の改正規定は、令和4年5月31日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ各号に定める割合を乗じて得た額（以下

「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が改正後の規定により算定される期末手当の額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 再雇用職員以外の職員 127.5分の15 (特定幹部職員にあつては107.5分の15)
- 二 再雇用職員 72.5分の10 (特定幹部職員にあつては62.5分の10)

附 則 (令和4年7月5日一部改正)

この規程は、令和4年7月10日から施行する。

附 則 (令和4年11月30日一部改正)

(施行期日等)

- 1 第27条の改正規定は、令和4年11月30日から施行する。
- 2 別表第1、別表第2及び別表第3の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第27条第2項第1号中100分の100 (特定幹部職員にあつては100分の120) とあるのは、令和4年12月に支給する場合には100分の105 (特定幹部職員にあつては100分の125) とする。
- 4 第27条第2項第2号中100分の47.5 (特定幹部職員にあつては100分の57.5) とあるのは、令和4年12月に支給する場合には100分の50 (特定幹部職員にあつては100分の60) とする。

附 則 (令和5年3月22日一部改正)

第6条、第7条、第15条、第19条、第24条、第27条、第28条、附則第14ないし20項及び別表第1ないし3の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(別表第1)

## 独立行政法人 酒類総合研究所 研究職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800	523,300
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700	526,400
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300	529,500
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100	532,600
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200	535,700
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900	538,100
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600	540,500
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300	542,900
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800	545,300
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400	547,000
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100	548,900
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900	550,800
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500	552,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200	553,800
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000	555,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700	556,000
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200	557,100
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800	557,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300	558,400
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900	559,000
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400	559,700
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000	
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100	
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300	
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600	
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100	
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600	
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100	
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600	
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100	
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600	
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900	
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300	
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700	
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200	
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600	
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100	
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500	
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000	
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300	
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500	
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700	
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900	
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600	
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100	
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700	
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200	
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900	
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300	
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700	
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200	
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300	
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500	
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700	
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900	
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800	
	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800	
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800	
	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800	
	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900	
	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800	
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500	
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200	
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000	
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800	
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600	
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400	

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100	
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900	
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700	
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500	
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200	
	74	264,500	318,600	388,600			
	75	265,700	319,700	389,200			
	76	266,700	320,800	389,900			
	77	267,700	321,900	390,600			
	78	268,800	322,900	391,200			
	79	270,000	323,800	391,800			
	80	270,900	324,700	392,400			
	81	272,100	325,800	393,000			
	82	273,300	326,600	393,600			
	83	274,500	327,300	394,200			
	84	275,500	328,100	394,800			
	85	276,600	328,600	395,300			
	86	277,600	329,100	395,800			
	87	278,700	329,600	396,300			
	88	279,700	330,100	397,000			
	89	280,500	330,400	397,400			
	90	281,700	330,900				
	91	282,700	331,400				
	92	283,900	331,900				
	93	284,800	332,200				
	94	285,800	332,600				
	95	286,800	333,100				
	96	287,800	333,600				
	97	288,100	334,100				
	98	289,000	334,600				
	99	289,700	335,100				
	100	290,600	335,600				
	101	291,500	336,100				
	102	292,200	336,600				
	103	292,900	337,100				
	104	293,600	337,600				
	105	294,300	338,100				
	106	294,800	338,500				
	107	295,300	339,000				
	108	295,800	339,400				
	109	296,000	339,900				
	110	296,400	340,300				
	111	296,700	340,800				
	112	297,000	341,200				
	113	297,300	341,700				
	114	297,600	342,100				
	115	297,900	342,600				
	116	298,200	343,000				
	117	298,500	343,500				
	118	298,900	343,900				
	119	299,200	344,300				
	120	299,600	344,700				
	121	299,900	345,100				
定年前再任用短時間勤務職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400	523,100

備考 この表は、独立行政法人酒類総合研究所に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

(別表第2)

## 独立行政法人 酒類総合研究所 事務職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600								
108		299,300	348,000								
109		299,500	348,500								
110		299,900	348,900								
111		300,300	349,200								
112		300,600	349,500								
113		300,800	350,000								
114		301,000									
115		301,300									
116		301,700									
117		301,900									
118		302,100									
119		302,400									
120		302,700									
121		303,100									
122		303,300									
123		303,600									
124		303,900									
125		304,200									
定年前再任用短時間勤務職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、独立行政法人酒類総合研究所の総務課又は研究企画知財部門に所属する職員のうち、別表第1(研究職員俸給表)及び別表第3(技能職員俸給表)の適用を受ける職員以外の職員に適用する。



(別表第3)

## 独立行政法人 酒類総合研究所 技能職員俸給表

職員の 区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
	49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
	53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400	
	70	215,800	253,100	282,500	311,300		
	71	216,100	253,500	283,300	311,800		
	72	216,400	253,900	284,000	312,300		
	73	216,600	254,100	284,800	312,600		
	74	217,000	254,500	285,500	313,100		
	75	217,400	255,000	286,300	313,600		
	76	218,000	255,500	287,100	314,000		
	77	218,200	255,800	287,700	314,200		
	78	218,700	256,200	288,200	314,500		
	79	219,100	256,700	288,700	314,800		
	80	219,500	257,200	289,100	315,100		
	81	220,000	257,500	289,500	315,400		
	82	220,300	257,800	289,900	315,700		
	83	220,600	258,100	290,400	316,000		
	84	221,000	258,400	290,900	316,300		
	85	221,500	258,600	291,300	316,500		
	86	221,900	258,800	291,900	316,900		
	87	222,300	259,100	292,500	317,200		
	88	223,000	259,400	293,100	317,400		
	89	223,400	259,600	293,400	317,600		
	90	223,900	259,800	293,900	317,900		
	91	224,400	260,200	294,400	318,200		
	92	224,800	260,400	294,800	318,500		
	93	225,100	260,700	295,200	318,700		
	94	225,500	261,100	295,700	319,000		
	95	225,900	261,400	296,200	319,300		
	96	226,200	261,700	296,700	319,500		
	97	226,500	261,900	297,000	319,700		
	98	226,900	262,200	297,400	320,000		
	99	227,300	262,400	297,900	320,300		
	100	227,700	262,700	298,400	320,500		
	101	228,100	263,000	298,800	320,700		
	102	228,500	263,200	299,200			
	103	228,900	263,500	299,500			
	104	229,300	263,800	299,800			
	105	229,700	264,000	300,100			
	106	230,200	264,200	300,500			
	107	230,500	264,500	300,900			
	108	230,900	264,700	301,300			
	109	231,100	265,000	301,600			
	110	231,500	265,300	302,000			
	111	232,000	265,600	302,400			
	112	232,400	265,800	302,700			
	113	232,600	266,000	302,900			
	114	233,100	266,300	303,200			
	115	233,600	266,500	303,500			
	116	234,100	266,700	303,700			
	117	234,400	267,000	303,900			
	118	234,800	267,300	304,200			
	119	235,200	267,600	304,500			
	120	235,600	267,900	304,700			
	121	236,000	268,100	304,900			
	122		268,300	305,200			
	123		268,600	305,500			
	124		268,900	305,700			
	125		269,100	305,900			
	126		269,300	306,200			
	127		269,600	306,500			
	128		269,900	306,700			
	129		270,100	306,900			
	130		270,300	307,200			
	131		270,600	307,500			
	132		270,900	307,700			
	133		271,100	307,900			
	134		271,300				
	135		271,600				
	136		271,900				
	137		272,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以 外の 職員		193,600	204,700	223,200	244,000		274,700

備考 この表は、機器の運転操作、自動車運転手その他これらに準ずる業務に従事する職員に適用する。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2項関係)

俸給表	旧級	新級
研究職員俸給表	5級	5級
		6級
事務職員俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
10級		
技能職員俸給表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

イ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上 6月未満			1	1
	6月以上 9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	2	1
	6月以上 9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上 6月未満	10	10	6	1
	6月以上 9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上 6月未満	14	14	10	2
	6月以上 9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
6	3月未満	17	17	13	5
	3月以上 6月未満	18	18	14	6
	6月以上 9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
7	3月未満	21	21	17	9
	3月以上 6月未満	22	22	18	10
	6月以上 9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
8	3月未満	25	25	21	13
	3月以上 6月未満	26	26	22	14
	6月以上 9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
9	3月未満	29	29	25	17
	3月以上 6月未満	30	30	26	18
	6月以上 9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
10	3月未満	33	33	29	21
	3月以上 6月未満	34	34	30	22
	6月以上 9月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25

11	3月未滿	37	37	33	25
	3月以上 6月未滿	38	38	34	26
	6月以上 9月未滿	39	39	35	27
	9月以上12月未滿	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29
12	3月未滿	41	41	37	29
	3月以上 6月未滿	42	42	38	30
	6月以上 9月未滿	43	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
13	3月未滿	45	45	41	33
	3月以上 6月未滿	46	46	42	34
	6月以上 9月未滿	47	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
14	3月未滿	49	49	45	37
	3月以上 6月未滿	50	50	46	38
	6月以上 9月未滿	51	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
15	3月未滿	53	53	49	41
	3月以上 6月未滿	54	54	50	42
	6月以上 9月未滿	55	55	51	43
	9月以上12月未滿	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
16	3月未滿	57	57	53	45
	3月以上 6月未滿	58	58	54	46
	6月以上 9月未滿	59	59	55	47
	9月以上12月未滿	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
17	3月未滿	61	61	57	49
	3月以上 6月未滿	62	62	58	50
	6月以上 9月未滿	63	63	59	51
	9月以上12月未滿	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
18	3月未滿	65	65	61	53
	3月以上 6月未滿	66	66	62	54
	6月以上 9月未滿	67	67	63	55
	9月以上12月未滿	68	68	64	56
	12月以上	69	69	65	57
19	3月未滿	69	69	65	57
	3月以上 6月未滿	70	70	66	58
	6月以上 9月未滿	71	71	67	59
	9月以上12月未滿	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
20	3月未滿	73	73	69	61
	3月以上 6月未滿	74	74	70	62
	6月以上 9月未滿	75	75	71	63
	9月以上12月未滿	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
21	3月未滿	77	77	73	65
	3月以上 6月未滿	78	78	74	66
	6月以上 9月未滿	79	79	75	67
	9月以上12月未滿	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
22	3月未滿	81	81	77	69
	3月以上 6月未滿	82	82	78	70
	6月以上 9月未滿	83	83	79	71
	9月以上12月未滿	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73

23	3月未滿	85	85	81	73
	3月以上 6月未滿	86	86	82	73
	6月以上 9月未滿	87	87	83	73
	9月以上12月未滿	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
24	3月未滿	89	89	85	
	3月以上 6月未滿	90	90	86	
	6月以上 9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	95	95	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未滿	93	93	89	
	3月以上 6月未滿	94	94	89	
	6月以上 9月未滿	95	95	89	
	9月以上12月未滿	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
26	3月未滿	97	97		
	3月以上 6月未滿	98	98		
	6月以上 9月未滿	99	99		
	9月以上12月未滿	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未滿	101	101		
	3月以上 6月未滿	102	102		
	6月以上 9月未滿	103	103		
	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上 6月未滿	106	106		
	6月以上 9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上 6月未滿	110	110		
	6月以上 9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113			
	3月以上 6月未滿	114			
	6月以上 9月未滿	115			
	9月以上12月未滿	116			
	12月以上	117			
31	3月未滿	117			
	3月以上 6月未滿	118			
	6月以上 9月未滿	119			
	9月以上12月未滿	120			
	12月以上	121			
32	3月未滿	121			
	3月以上 6月未滿	121			
	6月以上 9月未滿	121			
	9月以上12月未滿	121			
	12月以上	121			

ロ 事務職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上 9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上 9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上 6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上 9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上 6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上 9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上 6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上 9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上 6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上 9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上 6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上 9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上 6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上 9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上 6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上 9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上 6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上 9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上 6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上 9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上 6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上 9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上 6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上 9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上 6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上 9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上 6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上 9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上 6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上 9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上 6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上 9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上 6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上 9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上 6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上 9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上 6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上 9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上 6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上 9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				



25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上 6月未滿			98	73	102					
	6月以上 9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上 6月未滿			102	75	106					
	6月以上 9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上 6月未滿			106	78						
	6月以上 9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上 6月未滿			110	82						
	6月以上 9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上 6月未滿			114							
	6月以上 9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上 6月未滿			118							
	6月以上 9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上 6月未滿			122							
	6月以上 9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上 6月未滿			125							
	6月以上 9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

ハ 技能職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上 6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上 9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上 6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上 9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上 6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上 9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上 6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上 9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上 6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上 9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上 6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上 9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上 6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上 9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上 6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上 9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上 6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上 9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上 6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上 9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上 6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上 9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上 6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上 9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上 9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上 9月未滿	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上 9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上 6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上 9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上 9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上 9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上 9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上 6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上 9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上 9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上 9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	95	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上 6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上 9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上 6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上 9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上 6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上 9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上 6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上 9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上 6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上 9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上 6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上 9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上 6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上 9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上 6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上 9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上 6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上 9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上 6月未滿	121	122				
	6月以上 9月未滿	121	123				
	9月以上12月未滿	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未滿		125				
	3月以上 6月未滿		126				
	6月以上 9月未滿		127				
	9月以上12月未滿		128				
	12月以上		129				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の  
職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸  
の切替表（附則第4項関係）

イ 旧級が研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	旧 級		5級	6級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		2	1
	6月以上 9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上 6月未満		6	1
	6月以上 9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上 6月未満		10	1
	6月以上 9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上 6月未満		14	1
	6月以上 9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上 6月未満		18	1
	6月以上 9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上 6月未滿	22	1
	6月以上 9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未滿	25	1
	3月以上 6月未滿	26	1
	6月以上 9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未滿	29	1
	3月以上 6月未滿	30	1
	6月以上 9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
15	3月未滿	33	1
	3月以上 6月未滿	34	1
	6月以上 9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未滿	37	1
	3月以上 6月未滿	38	1
	6月以上 9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未滿	41	1
	3月以上 6月未滿	42	1
	6月以上 9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未滿	45	1
	3月以上 6月未滿	46	1
	6月以上 9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未滿	49	1
	3月以上 6月未滿	50	1
	6月以上 9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
20	3月未滿	53	1
	3月以上 6月未滿	54	2
	6月以上 9月未滿	55	3
	9月以上12月未滿	56	4
	12月以上	57	5
21	3月未滿	57	5
	3月以上 6月未滿	58	6
	6月以上 9月未滿	59	7
	9月以上12月未滿	60	8
	12月以上	61	9
22	3月未滿	61	9
	3月以上 6月未滿	62	9
	6月以上 9月未滿	63	10
	9月以上12月未滿	64	10
	12月以上	65	11
23	3月未滿	65	11
	3月以上 6月未滿	66	11
	6月以上 9月未滿	67	12
	9月以上12月未滿	68	12
	12月以上	69	13

ロ 旧級が事務職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	旧 級		9級	10級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
5	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
6	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		1	1
	6月以上 9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
7	3月未満		1	1
	3月以上 6月未満		2	1
	6月以上 9月未満		3	1
	9月以上12月未満		4	1
	12月以上		5	1
8	3月未満		5	1
	3月以上 6月未満		6	1
	6月以上 9月未満		7	1
	9月以上12月未満		8	1
	12月以上		9	1
9	3月未満		9	1
	3月以上 6月未満		10	1
	6月以上 9月未満		11	1
	9月以上12月未満		12	1
	12月以上		13	1
10	3月未満		13	1
	3月以上 6月未満		14	1
	6月以上 9月未満		15	1
	9月以上12月未満		16	1
	12月以上		17	1
11	3月未満		17	1
	3月以上 6月未満		18	1
	6月以上 9月未満		19	1
	9月以上12月未満		20	1
	12月以上		21	1

12	3月未滿	21	1
	3月以上 6月未滿	22	2
	6月以上 9月未滿	23	3
	9月以上12月未滿	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未滿	25	5
	3月以上 6月未滿	26	6
	6月以上 9月未滿	27	7
	9月以上12月未滿	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未滿	29	9
	3月以上 6月未滿	30	10
	6月以上 9月未滿	31	11
	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上 6月未滿	34	13
	6月以上 9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14



附則別表第4

第2号任期付研究職員俸給表	第1号任期付研究職員俸給表	研究職員俸給表					技能職員俸給表					事務職員俸給表					俸給表			
		5級	4級	3級	2級	1級	5級	4級	3級	2級	1級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	職務の級
1号俸から3号俸まで	1号俸から3号俸まで	1号俸から16号俸まで	1号俸から36号俸まで	1号俸から52号俸まで	1号俸から84号俸まで	1号俸から108号俸まで	1号俸から32号俸まで	1号俸から48号俸まで	1号俸から76号俸まで	1号俸から84号俸まで	1号俸から121号俸まで	1号俸から4号俸まで	1号俸から16号俸まで	1号俸から28号俸まで	1号俸から36号俸まで	1号俸から44号俸まで	1号俸から60号俸まで	1号俸から76号俸まで	1号俸から93号俸まで	号俸

附則別表第5

第2号任期付研究職員俸給表	第1号任期付研究職員俸給表		研究職員俸給表			技能職員俸給表		事務職員俸給表		俸給表		
	全ての号俸	4号俸以上	3号俸以下	5級以上	3級及び4級	2級以下	4級以上	3級以下	7級以上	3級から6級まで	2級以下	職務の級又は号俸
	百分の七・七七	百分の九・七七	百分の七・七七	百分の九・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	百分の九・七七	百分の七・七七	百分の四・七七	割合